

令和6年度しずおかごちそうフェア運営等業務委託  
公募型企画提案募集要領

1 趣旨

県産食材を使用した特別メニューを提供するフェア及び飲食店事業者や観光事業者及び生産者を対象とした交流会を開催することで、国内外からの誘客促進と本県の魅力向上を図るとともに、本県ならではの食文化の醸成と新たな需要の創出を推進するため、本募集要領に基づき企画提案を募集する。

2 公告

令和6年4月24日（水）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 川勝平太
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課食の魅力創造班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階  
電話 054-221-3713 FAX 054-221-2698  
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 名称  
令和6年度しずおかごちそうフェア運営等業務委託
- (2) 内容  
フェア及び交流会の運営を中心とした業務（別紙仕様書参照）。
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (4) 委託予定事業者数  
1者
- (5) 委託限度額  
5,600,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (6) 委託費の支払方法  
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、以下のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。

(6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(7) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。

(8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 企画提案参加方法

### (1) 日程

ホームページによる公告開始	令和6年4月24日（水）
質問票の提出期限	令和6年4月30日（火）17時まで
質問票の回答	令和6年5月7日（月）
参加表明書の提出期限	令和6年5月10日（金）17時まで
企画提案書の提出期限	令和6年5月17日（金）17時まで
審査会	令和6年5月24日（金）
審査結果の通知	令和6年5月28日（火）（予定）

※応募者の状況により変更する場合がある。

### (2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問票（様式1）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年4月30日（火）17時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課食の魅力創造班

電話 054-221-3713 メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

エ 回答

質問期限終了後に一括して静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課ホームページ「令和6年度しずおかごちそうフェア運営等業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する場合は参加資格確認書類を添付の上、参加表明書（様式2）を提出すること。

なお、参加表明書を提出していない場合は、企画提案書を受け付けない。

ア 提出期限

令和6年5月10日（金）17時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課食の魅力創造班

電話 054-221-3713 メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

(4) 企画提案書の提出

参加する者は、以下の書類等を提出すること。

	提出物	内容等	様式
1	企画提案書かがみ		様式3
2	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 (2) ウに示す評価項目及び評価基準を基に記載すること。</li> </ul>	様式4
		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会プレゼン資料 (8分以内に説明できる内容とすること)</li> </ul>	パー ポイント ファイル等
3	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。</li> <li>委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費 (企画・運営費、旅費、通信運搬費、消耗品費、使用料、役務費、資料作成費等) とすること。</li> <li>以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 備品等財産取得に関する経費</li> <li>イ 提案者の業務と区別できない経費</li> <li>ウ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費</li> </ul> </li> </ul>	任意

※業務の実施内容は、企画提案書の内容に基づき、県との協議により決定する。

※見積書に記載された経費等について、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 提出期限

令和6年5月17日 (金) 17時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課食の魅力創造班

電話 054-221-3713 メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

## エ 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合

## オ 著作権、特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

## カ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差替及び再提出は認めない。

## キ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席等企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

## ク その他

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

## 7 審査に係る事項

### (1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の審査、採点を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

### (2) 審査会

#### ア 日時及び場所

日時：令和6年5月24日（金）

場所：Zoomを活用したオンライン審査会を想定

※詳細については、企画提案書の提出期限後、別途通知する。

#### イ 企画提案の所要時間

各提案者 20分以内（説明8分以内、質疑応答12分以内）とする。

#### ウ 注意事項

- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

#### エ 評価項目及び評価基準

企画提案の内容について、以下の評価項目及び評価基準に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において総合得点が高い者から選定する。

その他、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

評価項目	評価基準	配点
組織・運営体制	運営スタッフの配置や業務管理の体制が適切である	10
	類似事業の履行実績などから、業務の運営が円滑に行うことが見込まれる	10
個人情報の取り扱い	個人情報の保護・管理が適切である	5
現状把握・企画力	類似事業の履行実績などから、本県の農林水産物や飲食店の現状、課題やニーズを的確に分析した上で、集客や参加者の確保が期待できる内容である	35
	フェアの開催について、効果的な情報発信方法が提案されている	25
事業計画	計画的なスケジュールとなっている	10
経費見積りの妥当性	事業内容に見合った経費積算になっている	5
社会的取組 <sup>※1</sup>	パートナーシップ（PS）構築宣言 <sup>※</sup> 企業であるか。 （ <sup>※</sup> サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請け中小企業新工法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの）	1
計		101

※1 なお、評価項目のうち社会的取組について、該当の場合は1点、該当しない場合は0点とする。

### （3）結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式5）又は非選定通知書（様式6）により、全ての企画提案者に令和6年5月28日（火）までに通知する。

### （4）非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日は除く）以内に書面（自由様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

## 8 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

## 9 留意事項

- （1）委託先として選定した事業者を公表する。
- （2）本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。
- （3）天災その他不可抗力の原因による社会情勢の変動により、契約後、当業務委託の中止または内容を変更する場合がある。

10 問い合わせ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課食の魅力創造班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階

電話 054-221-3713 FAX 054-221-2698 メール [marke@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:marke@pref.shizuoka.lg.jp)